

## 戦争の社会病理

### —日本兵によって処刑された沖縄県民—

麦 倉 哲\*

(2019年9月30日受付, 2020年1月14日受理)

#### 第1章 問題の背景

戦争は、社会病理学の研究対象である。端的に言って、非常に多くの戦災被害死者がもたらされるからである。戦争における死の大半は意図的に殺された死であり、その点で、被害死者から見れば殺人被害となんら変わりがない。殺人は非常に大きな社会問題である。日本において殺人事件で犠牲となる被害者数は1年間に2000人から300人であり、基本的に減少傾向にある。一方、先の太平洋戦争では、310万人とも330万人ともいわれる人の命が、日本国民に限定しても失われている。これを単純に計算すると「330万人÷2000～300人=1650～11000」となり、わずか数年の間に、今の人口を基礎としても、1650～11000年分の殺人犠牲者が生じたということになる。ところで、人の命をマスで語ってはいけない。一人ひとりの生命が犠牲になることである。とてつもない数の一人ひとりの死の積み重ねが戦争で引き起こされたということである。

戦争を病理で論じたいのは、戦争という枠に入れたら、そこで犠牲となった死を殺人の被害者とみないことである。殺人を犯した者、直接的加害者、組織的加害者が、裁判にかけられることがない。一部に、戦争法廷で裁かれるが、それは戦争責任を問うもので、一人ひとりの生命がどのようにして犠牲となって、誰によってどのように殺害されたかも、厳密には明らかにされていないし、戦災遺族に事細かく説明がなされるわけではない。具体的な殺人の責任を裁くものではない。これでは、戦争犠牲者は浮かばれない。

筆者は、東日本大震災被災地において、災害犠牲死者の死の検証を進めるなかで、一人ひとりの死の解明が重要であると改めて気づいた。被災犠牲死に焦点を当てた事実の解明が、いまだ十分になされているとは言えないからだ。災害のいちばんの被災者は被災で犠牲となった死者である。それゆえ、災害検証の中で犠牲死の解明は欠かせない。同様にして戦災においても、戦災における一人ひとりの犠牲死の解明は不可欠に重要である。とてつもない死の積み重ねに、私たち人類は向き合いきれていない。

筆者は、東日本大震災被災年の翌年にあたる2012年の1月より沖縄県渡嘉敷村における戦争体験者の聞き取り調査を開始した。開始する中で、戦災犠牲死者一人ひとりの死の

---

\* 岩手大学教育学部

解明に焦点を当てるようになってきた。岩手県における被災死者の死の検証と、沖縄県の戦災犠牲死者の死の検証とが、研究の主題として大いに重なるのである。災害犠牲死者の死の検証を経ないことや、またそこから引き継がれるべき伝承や教訓を忘却することは、災害の風化を速めていくことにつながる。沖縄県の戦災犠牲死者一人ひとりの災害検証が欠かせない。

渡嘉敷村を対象としたのは、住民の戦災死亡率が高いことによる。沖縄県平和の礎(いしじ) 刻銘者数と当時の住民の人口とを比べて戦災被害者率を計算すると、渡嘉敷村における住民の戦没者比率は約43%であり、沖縄県の市町村別の第8位の深刻度であり、本島を除く市町村では最大の被害比率となっている。また、日本軍が関係する集団自決(強制集団死)があった村である。こうしたことから、渡嘉敷村の戦災犠牲死者の聴き取り調査を開始した。渡嘉敷村は渡嘉敷島を中心として大小の島からなり、図1に示したように渡嘉敷島は沖縄本島那覇市の西側に位置する。連合軍部隊が沖縄戦で最初に上陸したのは慶良間列島であり(1945年3月26日)、3月27日には渡嘉敷島への上陸作戦が実行された。

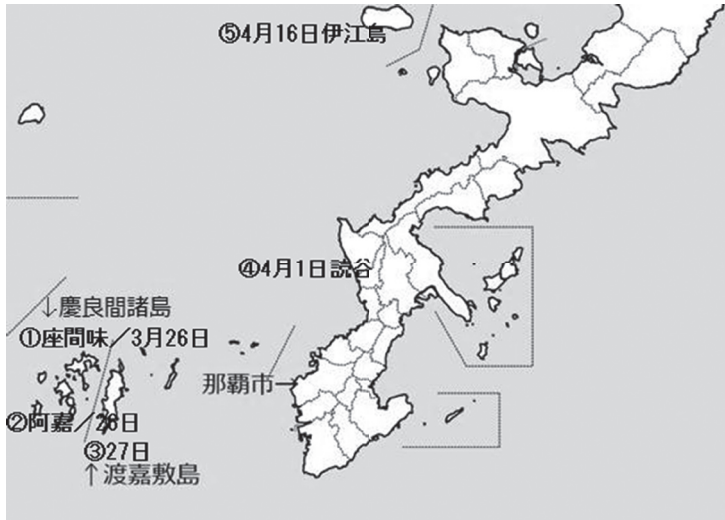


図1 渡嘉敷島と沖縄本島

集団自決に関しては、日本軍による軍命があったかどうかをめぐって、様々な論者のあいだで論争が繰り返された。しかしそこでの焦点は、「軍命の有無」である。本論では、一人ひとりの犠牲者に焦点をあてるものである。そうすると戦没者の中に、日本兵によって殺されたケースが少なくないことがわかった。そこで、本論では具体的にどのようにして殺されたかに注目した。すると、集団自決により住民は鎌や棒で殺しあったという自決による殺し合いとはまったく違った様相の犠牲死が浮き彫りになった。

軍民一体となって米国とたたかっていた島で、島の統治者であり住民の味方であるはずの日本軍の手によって、いかにして生命が損なわれたのか。そして、この殺人ともいえる事件では、なぜ誰もなんの責任をとらなかったのか。この事実により社会病理の観点で論じたい。戦争をしているということが、社会のすべてに影響力を与える。戦争が大量にも

たらず代表的な現象は死である。死を意図的につくり出す強権的な営みそれ自体が、大きな社会問題の発生する事態である。しかして、その社会問題の影響を最も受ける当事者は、戦争に関わって命を落とす人であり、戦争による犠牲死者である。いわば、戦災犠牲死者である。それゆえこれがいかなる病理であるかについて、その個々の死の質を検証していくことが不可欠である。死ぬことが求められる状況に引き込まれていなければどのような生が続いたであろうか、またどのようにして被災し死亡したのかを解明したい。ここでは、太平洋戦争及び沖縄戦で、日本兵によって生命を滅ぼされた渡嘉敷村民8人について、その死の状況を解明しようとするものである。

## 第2章 実施した調査

筆者が調査した結果により認められた8人の処刑犠牲死者について、戦後に作られ、まとめられた公式の記録では、どのように記されているだろうか。このことについて調査し整理したものが、表1である。まず筆者が調査したのは、戦争体験のある「渡嘉敷村住民への聴き取り調査」と戦争体験のある「伊江島村住民（主に米軍により渡嘉敷島へ強制避難させられた伊江村民）への聴き取り調査」である（注1）。本論の8人のケースの記述について重要な根拠となる証言をえられたのは、渡嘉敷村関係者（住民および元住民）13人の聴き取りの記録による（注2）。

次に、この8人に関する公式（準公式）の記録としては、「イ」渡嘉敷村関係の戦後資料として『沖縄戦記（座間味村渡嘉敷村戦況報告書）』と『慶良間列島渡嘉敷島の戦闘概要』（渡嘉敷村遺族会）があり（注3）、次に「ロ」軍関係の記録として『海上挺進第三戦隊陣中日誌』（辻版、谷本版）（注4）があり、次いで「ハ」渡嘉敷村の「沖縄戦々没者『白玉之塔』刻銘合祀者名簿」（注5）、さらに「ニ」沖縄県「平和の礎」関係資料（注6）、そして「ホ」渡嘉敷村教育委員会「赤松隊本部壕（村指定遺跡）」関係資料「渡嘉敷島の戦争の様相（看板）」（注7）がある。

太平洋戦争および沖縄戦において、渡嘉敷村においては住民の516人が犠牲となった（渡嘉敷村白玉の塔刻銘者、2007年現在、沖縄県平和の礎における渡嘉敷村の刻銘者は590名）。個々の死の状況は様ではなく、A：「集団自決（強制集団死）」のほか、B：出征における「村外での戦死」、C：島における敵の「攻撃による死」、D：山中における「傷病死」、E：南方からの「引揚中の死」などがあり、そしてF：「日本軍（日本兵）による処刑死」、G：「その他」がある。

## 第3章 8人の氏名と死の状況に関する記録

### （1）8人の氏名に関する記録と死の状況に関する記載

8名の死について5つの記録と照らしてみると、記載されている場合もあるが記載がない場合もある。また誤記や不明もみられる。これらの犠牲死について、最終的な整理がっていないのである。

表1 処刑された渡嘉敷住民の氏名

5つの記録 8人の死者	イ. 戦闘概要 (沖縄戦記)	ロ. 第三戦隊陣 中日誌	ハ. 渡嘉敷村白 玉の塔関係	ニ. 沖縄県平和 の礎関係	ホ. 教育委員会 看板
A. 當間 蒲	なし	なし	當間 蒲	當間 蒲	なし
B. 古波蔵太郎 (筆者推定)	古波蔵樽と記載 (誤記と筆者推 定)	なし	古波蔵太郎(筆 者推定、「古波 蔵樽」の名はな し)	古波蔵太郎(筆 者推定、「古波 蔵樽」はなし)	古波蔵樽と記載 (イに依拠した と思われる)
C. 座間味盛和	座間味盛和	なし	なし	座間味正和と記 載	座間味盛和
D. 小嶺武次	小嶺武則と誤記	なし	小嶺武次	小嶺武次	小嶺武次
E. 金城幸太郎	金城幸次郎と誤 記	なし	金城幸太郎	金城幸太郎	金城幸太郎
F. 大城徳安	大城徳安	大城徳安	大城徳安	なし(渡嘉敷村 以外か)	大城徳安
G. 与那嶺徳	与那嶺徳	なし	与那嶺徳	与那嶺徳	与那嶺徳
H. 大城 牛	大城 牛	なし	大城 牛	大城 牛	大城 牛

Aさんの処刑死は後述するように、今回の調査で新たに確認されたものである。この死について、「イ戦闘概要」「ロ陣中日誌」「ホ教育委員会看板」のいずれにも記載がない。その一方、「白玉之塔名簿」及び「平和の礎名簿」には記載されている。その分類としては、「集団自決」による死という意味づけがなされている。要するにAさんの死は、日本軍の手による処刑と正確に位置づけられることもなく、集団自決の犠牲者のように位置づけられているのである。

Aさんは集団自決で死亡したのではなく、軍による処刑により犠牲となったのである。Aさんの側に立てば、そのことが理解されたうえで鎮魂・慰霊を受けたいと思うであろう。亡くなった場所は、ニシヤマ(北山)の玉砕場ではなく、浜に近い渡嘉敷の集落内である。

Bさんの死については、調べるにあたって困難が生じた。「イ戦闘概要」と「ホ教育委員会看板」において名前は「樽」と記載されているものの、この名前は「ハ白玉之塔名簿」にも「ニ平和の礎名簿」にも見当たらない。「戦闘概要」に記載された状況がほぼ正しいとするならば、推定される年齢層の男性を探すと、筆者は「太郎」と推定する。その理由は、太郎は渡嘉敷では「タルウ」と発音する。「樽」は沖縄らしい名前であるが、昭和に入って「樽」の代わりに、樽の当て字のように、大和風の名前である「太郎」がつけられる傾向がみられたと思われる。両者はうちなー風の発音では似通っているからである。「戦闘概要」はこの両者を混同したものと推測される。Bさんの死について名簿確認すると、「イ」では誤記、「ロ陣中日誌」では記載なし、「ハ」「ニ」では氏名を記載、「イ」に依拠したと思われる「ホ」も誤記となる。

Cさんの処刑死は、「ロ陣中日誌」に記載がないばかりでなく、「ハ白玉之塔名簿」にもない。「イ戦闘概要」と「ホ教育委員会看板」では、名が「盛和」と記されている。教育委員会看板で「盛和」と記されているのは「戦闘概要」を継承したためと思われる。「ニ平和の礎

名簿]では「正和」となっており、「盛和」と「正和」とは同一人物で、盛和が正しいのではないかと、聴き取り調査などを踏まえて、本論では推定する。「白玉之塔名簿」に記載がない理由として考えられるのは、Cさんの死について援護法(戦傷病者戦没者遺族等援護法)が適用されていないからだと推定される。沖縄県における戦闘は、非戦闘員の住民をも巻き込んだ軍民一体のなかでなされたもので、戦後の政府は調査に基づいて、民間人の戦傷病死にも、軍人軍属に準じたかたちで援護法を適用したが、その手続きは申請主義を原則としていたために、Cさんの遺族は援護を受けなかったと思われる。(注8)

DとEさんの死について、「イ戦闘概要」および「ホ教育委員会看板」では処刑、「口陣中日誌」では記載なし、「ハ白玉之塔名簿」では防衛隊としての戦死、「ニ平和の礎名簿」では集団自決という位置づけとなっている。赤松隊、渡嘉敷村、沖縄県の三者三様の意味深い様相がみられるが、聴き取り調査の結果からは、「戦闘概要」と「教育委員会看板」の表現が事実に近いと思われる。これについては、以下で詳しく論ずる。

Fさんの死について、「イ戦闘概要」「ホ教育委員会看板」はともに、Fさんが処刑されたことを記している。特徴的なのは、主として第三戦隊員の戦死者を主として記載する目的をもって刊行されたと思われる「口陣中日誌」において唯一住民の処刑の事由が記されている点である。「ハ白玉之塔名簿」では、DさんEさんと同様に、防衛隊としての戦死として分類されている。他方で「ニ平和の礎」では、渡嘉敷村の箇所には、Fさんの名前が見当たらない。渡嘉敷村以外で記されているか、あるいは礎に刻銘されていないかもしれない。

GさんとHさんについては、日本軍によって処刑されたことが、「イ戦闘概要」と「ホ教育委員会看板」では記されている。また「ハ白玉之塔名簿」では防衛隊としての戦死、「ニ平和の礎名簿」では、集団自決として位置づけられている。そして、「口陣中日誌」では、何も触れられていない。

以下にみるように、上の8名はいずれも集団自決ではない。しかしながら、一部は集団自決として処理されている。平和の礎関係で「月日なし」は、集団自決以外を意味しているが、自決以外のどのような死であるかには言及していない。第三戦隊日誌は、住民の処刑については、ただ一人のみを公式記録として記している。

## (2) 聴き取り調査によって明らかとなった死の状況

次に、聴き取り調査によって明らかとなった8人の処刑死の状況について整理するとともに、どのような理由づけで、いかにして処刑されたかを記述するとともに論じていきたい。

表2 処刑された状況に関する記載・記録

5つの記録 8人の死者	イ. 戦闘概要 (沖縄戦記)	ロ. 第三戦隊陣 中日誌	ハ. 渡嘉敷村白 玉の塔関係	ニ. 沖縄県平和 の礎関係	ホ. 教育委員会 看板
Aさん 當間 蒲	なし	なし	集団自決	月日なし	なし
Bさん 古波蔵太郎 (筆者の推定)	敵に通ずるおそれありと軍刀に かける	なし	戦死	月日なし	スパイ容疑で斬 首
Cさん 座間味盛和	スパイ嫌疑で斬 り殺した	なし	なし	月日なし	スパイ容疑で斬 首
Dさん 小嶺武次	米軍に通じたと 直ちに処刑	なし	戦死	月日なし	捕らえられ処刑
Eさん 金城幸太郎	米軍に通じたと 直ちに処刑	なし	戦死	月日なし	捕らえられ処刑
Fさん 大城徳安	敵に通じるおそれありと斬首	数度にわたり陣 地より脱走中発 見、敵に通じる おそれありと処 刑	戦死	刻銘なし(渡嘉 敷村以外か)	陣地より脱走し たことにより処 刑
Gさん 与那嶺徳	赤松隊に捕らえ られ即座に切り 捨てられた	なし	戦死	月日なし	捕らえられ処刑
Hさん 大城 牛	赤松隊に捕らえ られ即座に切り 捨てられた	なし	集団自決	自決日 3/28	捕らえられ処刑

①Aさん(當間蒲、男性、1876年生、(当年)67歳)

Aさんの一家は、阿波連地区から、巡查を通じて、つまり事実上の軍の命令により、ニシヤマ(北山)へ向かう途中、上陸した米軍の攻撃を受けおばあさんが被弾し死去、同じく被弾したAさん(おじいさん)は大けがを負った。小さな子らを連れた一行は、その場を離れ避難を続ける。大けがをしたAさんは、米軍の救護班により海岸方面に連れ去られ保護される。米軍は渡嘉敷地区の住民が避難した後の空家にAさんを住まわせ治療を施し、定期的に食料を運んでいた。その後Aさんは、日本兵により、米軍と通じたスパイとして処刑された。

「英語も日本語もわからんさ！これをスパイ、だからさ、これをスパイというからバカだはず」「あの時分の、おじいちゃん、おばあちゃん、日本語もわからんさ」(住民・戦争体験者、親族の証言)

②Bさん(古波蔵太郎※1)

Bさんは「子どもたちをなくして、気が動転していたのではないか」(住民証言)。さまよい歩くBさんを、軍は敵に通じるおそれがあるとして処刑した。「家族全員を失い山を

さまよい歩く古浪蔵樽(正しくは『太郎』)を捉え、敵に通じるおそれありと軍刀にかけた」(イ)のである。

※1 古浪蔵太郎という名前は、礎の刻銘碑にも白玉の塔の刻銘簿にも見当たらない。そこで、古浪蔵太郎の間違いだとする、この太郎さんは中年期の防衛隊の一員で、玉砕場ですべての家族をなくしたことが、平和の礎関係の資料からうかがえる。太郎さんは、その恐怖と悲嘆で気が動転していたと想像される。

③Cさん(座間味盛和※2、男性、1914年生、31歳)

Cさんは、食糧難の中、浜辺に打ち上げられる漂流物を拾い集めていた。自分が拾った物を日本兵に渡すようにと命じられたCさんは、これを拒否した。Cさんは、性格的に意固地になり、他者の言いなりにならない特性を持っていた(今でいえば、何らかの精神的な特性をもっていたと推察される:麦倉)。軍の命令に従わないCさんはスパイとされた(住民証言)。軍に反抗したCさんは、軍本部に連行され、軍の処刑場に連れていかれた。一晩木に縛り付けられたCさんは、処刑される恐怖を前に助けを求めて泣き叫び、母に届くように「アンマー！」と叫んだ。その叫びは、捕虜として保護された住民が留め置かれた渡嘉敷地区の集落にこだましたという。その処刑の直前に、1945年5月より強制避難させられた伊江村民と投降により捕虜となった渡嘉敷村民が捕虜・避難生活を送っていた渡嘉敷地区の民家およびキャンプにいた収容者の耳には、赤間山(赤松隊の処刑場)の方角から、「アンマー！」という叫ぶ声が届いた(住民証言)という。

※2軍の手によって処刑された者について、戦後にできた援護法では、援護の対象として、遺族に対して一時金もしくは年金を支給した。つまり、兵士の戦死に準じた扱いをした。しかしながら、座間味盛和の名前は、沖縄県の平和の礎には刻まれているものの、渡嘉敷村の白玉の塔には刻まれていない。援護法の適用を受けていないと推察される。渡嘉敷村教育委員会は、戦争文化財として赤松隊本部壕群の一部を見学コースとして整備した。その入口に、軍の手により処刑された人びとの年表を看板として設置した。その中には、渡嘉敷村住民7人が記されている。座間味盛和の名前もある。正確には、正和ではなく盛和と思われる。(他に伊江島村民、朝鮮人軍夫の処刑の事についても記載している。しかし、名前が記載されていない。)

「我々軍隊は、島に残ったすべての食糧を確保し持久戦の準備を整え上陸軍と一戦を交えねばならない。事態はこの島に住む人々に死を要求している」と主張する赤松隊長は、住民に家畜屠殺禁止令を出し、銃殺を罰則として伝達した。「住民の座間味盛和にスパイ嫌疑を問い無実の罪に陥れて斬り殺した」(イ)のである。

④Dさん(小嶺武次、1927、18歳)およびEさん(金城幸太郎、1929、16歳)

DさんとEさんは集団自決場で生き残り、その後米軍の捕虜となり、座間味村の収容所に収容される。その後、米軍は、捕虜のうちけがの状態の軽い者たち十数名を、グループ分けして阿波連地区の住民が避難した空家のうちまだ使用に耐えうる2軒に住まわせた。そして米軍は、定期的に島に来て食糧等を供給した。その中に、この2人がいた。

こうした状況の中で、定期的に物資を供給する米兵の中には、捕虜の人権を蹂躪する者がいた。それに抵抗しようとしたこの2人には銃が突き付けられた。そこで2人は、あて

がわれた捕虜収容の住宅から逃げ出し、山林に避難している住民の帰還を促そうとした。戦争前の元のように地区の住民が戻れば、一部の悪質な米兵による人権蹂躪は抑えられると考えたからだ。かくして山中に向いた2人だが、安里巡査にみづかり軍に通報され、本部への出頭を命令された。

出頭の前日にこの2少年は、阿波連地区の住民が避難している山中の避難壕を訪れ、Eの同級生に身の事情を話した。2人の命が奪われる目前の悲劇に共感した同級生たちは、涙を流しあった。それが、証言者の最後の思い出となった。連行される前に、2人が山中を移動する場面に遭遇した別の青年(DとEの間の年齢の防衛隊志願者)は、「こんなところにいたら危ないぞ」と2人に忠告をした。また、日本兵に連行される途中にすれ違った別のEの同級生は、Eが目立たないように小さく手を振って「さようなら」と合図をしたことが今も目に焼きついている。その気持ちが痛いほど分かったからだ。

処刑場についた2人は、「海ゆかば」を歌うようにとうながされ、切腹を命じられた。Dは短刀を腹部に突き刺し自害をし、日本兵は軍刀を振り下ろし(介錯し)処刑した。若干16歳のEは、自分からは切腹はできないと申し立てたため、日本兵が首を斬り落とした。

「日本軍と米軍の大人たちは、この清らかな心をもった2少年を犠牲にした。日本軍の仕打ちにも、米軍の仕打ちにも絶望した少年は、再び最後に軍国主義を美化する精神を叩きこまれ、逃れる先は先に命を奪われ天に待つ、母の元に帰るしかなかったのだろう。その母もきょうだいの、集団自決で命を奪われていた。もはや魂の行き先は、現世にはなかったのである。」(麦倉)

戦後、この第二の玉砕場に近いエリアは、1962年に米軍のミサイル基地となった。米中・日中平和の波が訪れ必要でなくなったミサイル基地は、1972年5月15日の沖縄県の本土復帰の機会に、国立青年の家に模様替えすることとなった。その現場工事が進む1972年の頃、敷地境界の土中から2人の分の人骨が発見された。発見したのは地元の建設業者である。発見された人骨の片方は腹部に傷がありもう片方は首が斬られていた。

「武次よ、幸太郎よ、青年だった君たちは、このように葬られ、忘れられ、かくもながいあいだミサイル基地の下で眠っていたのか。そしてまた、いまもそこに眠っているのだろうか。」(麦倉回想)

⑤ Fさん(大城徳安※3、渡嘉敷国民学校訓導(=今でいう教頭)、戦時下で防衛召集された防衛隊員)

教員として渡嘉敷村に赴任していたFさんは、防衛隊員として部隊に配属されたものの、島の住民でないので避難壕を作っておらず、妻と幼い子のことを気にかけていた。妻子は、学校関係者と地域住民の計らいにより、学校の御真影壕(奉護壕)で避難生活をしてきた。妻子のことを気にかけるFさんは、部隊をたびたび離れて妻子の所へ行き、食糧を供給するなどしていた。しかしながら、そのことを軍にとがめられ、本部に呼ばれた。本部からほど近い処刑場で自害するように命じられた。Fさんはこれを拒否し逃げ出したところを、日本兵に銃で撃たれけがをした。撃たれてもFさんはさらに逃げた。逃げたものの逃れた先が元の避難場所であったため、安里巡査の通報により日本兵により処刑された。

※3 このケースは、赤松隊の陣中日誌において唯一記載されている。赤松隊長が自ら命令した責任があると自認している。「防衛隊員大城徳安数度に亘り陣地より脱走発見、敵



に通ずる虞ありと処刑す」。(『海上挺進第三戦隊陣中日誌』1970)

⑥Gさん(大城牛)およびHさん(与那嶺徳)

8月15日の敗戦・終戦を迎えた。その前日に山を下りて捕虜となった渡嘉敷村民にもその事実は知らされた。米軍は空からチラシをまいて、山中にとどまる一部渡嘉敷村民と日本兵にその事実は知らせ、下山・投降を呼びかけた。このことは軍事無線機を使っている日本兵にとってもすでに周知の事実のはずである。無線機を壊してしまった第二戦隊(阿嘉島・慶留間島)と違い、第三戦隊は無線機を持っていた。そのことは本部に出入りしていた防衛隊員も知っていた。それゆえ、元防衛隊を含む渡嘉敷村民の4人は、山中にいる住民の下山と日本軍の投降の呼びかけに出向いた。その中の2人がGさんとHさんである。

呼びかけに行く途中で出会った日本兵に話を切り出すと、その場は異様な空気になり日本兵から銃が向けられた。4人はそこから逃れようとしたものの、2人がつかまり斬殺された。

AさんからHさんまでの8人の処刑されたと推定される場所は、図2に記載した通りである。陣地からさほど離れていない場所で、人びとが山の避難小屋から離れていない場所で処刑された。その一部は、今も眠っているかもしれない。



図2 8人が処刑された場所(推定を含む):背景は1980年代の地図

(3) 処刑されなかったケース

住民が軍の手によって処刑されたのは、軍が定めた規律に違反したからだということもできる。しかし、聴き取り調査からは、軍によって処刑されるかもしれないという危機に直面しつつも、難を逃れたケースもみられる。

処刑されたパターンでは、軍の隊長の命令がなくとも現場の判断で処刑されたと思われる例もみられる。組織としての軍の命令のみならず、現場責任者の判断によって命が奪われる危機的な状況の中で、いかにして難をのがれることができたのであろうか。表3は「危機的な事態に直面しつつも処刑されなかったケース」である。

Iさんは、恐怖のあまり軍の任務から逃れようとしたが、Iさんと隊長との親交や島に滞在する大和(内地)の実業家による弁護などから難を逃れた。処刑の危機に遭遇したJさんは、軍に協力することを誓い、また食糧確保において活用できると認められ本部に詰めることになった。Kさんは、集団自決という事態を受け入れがたく抗議するという危険な行動をとったが、もとより親交のある隊長は処分を下すのではなく、この場を去るようにながした。Lさんは、脱走的な行動をとったが、結果としてそのまま見逃された。

表3 危機的な事態に直面しつつも処刑されなかったケース

村民	危険な行動	軍とのやりとり	赤松隊長の対応
I 防衛隊	米軍による艦砲射撃や機銃掃射等の攻撃の恐怖から、食糧運搬の任務から逃れ避難する。(逃亡の嫌疑がかけられかねない)	本部への出頭を求められる。 ①隊長が知っている者であった。②船長の経験があり、海底の測定の知識がある。③事態を察じた、島の事業家が弁護した。	任務に就くように再度命令を受ける。 行方不明となったこの人を家族や地域の人がかくまった。安里巡査は何度も捜索にきた。
J 従軍経験者	米軍の捕虜となったのちに島の民家に戻された住民。その捕虜の住居に入りしていたことで処刑の危機に。(スパイとの嫌疑がかけられる)	Jは軍歴があり、①処刑される前に戦ってから死にたい。②(魚介類の漁にたけ信頼を得ていた)軍本部に食糧を提供することを申し出る。	このままではいずれスパイとして処刑されるから、本部に詰めるように命令される。
K 防衛隊員	集団自決の様子をみて、隊長に詰め寄る。(隊長に逆らう)	Kは軍歴があり、隊長と親しくしていたので、なぜ住民を玉碎させたか詰め寄ろうとした(自宅は将校の作戦会議室として使われていたこともある。)	赤松隊長は、作戦のじゃまだから、ここを去れと命じる。
L 防衛隊員	集団自決の様子をみて、もう戦いは終わったと考え、武器を本部に返して軍を離脱した。(逃亡とみなされる危機)	Lは軍歴があり、住民の大量の死を目の当たりにして、軍に従う意識はなくなった。	軍からはなにもなし。(当人は軍によって処刑されるという恐怖を抱きつつ、他の村民たちの避難小屋群とは少し離れ、目立たないように避難した。

以上のことから、軍にとって逸脱的な行動をとる島の住民がこぞって処刑の処分を受けるのではなく、ある部分の住民は処刑という冷酷な処分から逃れるに至っている。赤松隊は島の秩序を維持するために、一部の住民を処刑するという手立てに出たが、そこには明白は序列が浮かび上がってくる。赤松隊長は、その軍歴や個人の技能から、信頼を置き持久戦において有益と思える軍経験者や漁業技能者については処刑という手立てをとらなかった。しかしこれはまさに、軍民共同の秩序の中であって、命（いのち）の存続における極端な縦の序列が成立していたということである。

## 第4章 戦争の社会病理

### （1）従前の秩序の破壊、新たな別個の秩序

軍に統治された島の秩序は、学校長、村長、助役、収入役、区長、郵便局長、船長、機関長等々、あるいは村民のうち軍歴のある年配者、男子青年団、女子青年団により形成されていた従前の秩序を一変させた。

すべてが島に突如配置された、若干25・26歳の将校（大尉）に従属する極端な縦系列の体制へと転じた。ただしそれから半年間の3月22日までは、軍の命や、直接の手によって、島民の命が犠牲となることはなかった。3月23日の米軍の集中攻撃が始まるや否や、敵の攻撃により命を落とすのみならず、差し迫った状況により事実上、差し向けられた集団自決（強制集団死、住民の玉砕）のほか、軍そのものの武力による処刑が行われた。

### （2）人権を保障する手続きの破壊

軍の命による死刑であるが、通常の世界秩序でなされる死刑とは異なり、ありとあらゆる人権保障上の適正な手続きを経ることのない、一方的な断罪による死刑がなされた。軍の秩序においては、軍の隊長および現場責任者の一存で、責をとがめられた者の命が絶たれるという事件が頻発した。

### （3）著しい格差、絶対的身分格差

①軍の秩序では、上位にある者の一存で、下位と位置づけられた者の生命が犠牲となる。序列は部隊の中にもあり、軍の位階のみならず、将校と下士官の身分の違い、戦隊が基地隊よりも上などが明瞭である。軍以外では大和民と沖縄県民の差別のあり、大和民、部隊（現地召集の防衛隊）、一般の沖縄県民の序列があり、さらにその下には部隊（朝鮮人軍夫）が位置づけられる。

②そこで犠牲となる者の傾向性を検証すると、弱者とみられる者が処刑される傾向が非常に強くにじみ出ている。災害弱者がより多く被災死する傾向は、戦災の場合はより一層鮮明である。

### （4）処刑は、支配者が抱く恐怖から逃れるため

③処刑することが自己目的化している。処刑は、戦争秩序の君臨者が抱く恐怖心から逃れるためにすった決断である。米軍の上陸を目前にした島の為政者は、軍民一体となって共同歩調をとってきた島において、住民が捕虜となり、軍の様子が暴露されることを極

端に恐れた。3月28日の住民の集団自決（住民が率先して玉砕）することをうながし、住民には率先して、総員玉砕することを望んだ。第一は、捕虜とならないため、そして、第二に、その後の軍の持久戦に備えるためである。しかしそれでもなお足りず、食料を軍の管理下に置いた。島の食料が2カ月分しかないと悟った隊長は、住民に死を求めた。

#### （5）死ぬことが前提の中で生きる

④背景には、日本における戦争の文化の特徴が内在する。日本において戦争＝死である（あった）。戦うことは、死ぬまで戦うのである。しかし他方で、死にたくないという本能も沸き起こるであろう。そこでの正当化は、死ぬまで戦う、戦い続けることが生きる道ということである。

一方で住民たちには先に玉砕してもらい他方で自分たちが生き延びる理由は、戦い続ける限りにおいて優先されるからである。また、住民を処刑する理由は、戦っている自分たちの安全を脅かすと危惧されるからである。その場合も戦っている自分たちの命を優先することで恐怖心から逃れたい自分自身の心境を肯定し、処刑を正当化するしかなかったのであろう。住民の死と自分たちが生きることの矛盾に直面しているのである。これこそ戦争が持つ社会病理ではないだろうか。

#### （6）食料をめぐるアノミー

⑤特攻隊は死ぬ覚悟でやってきた。しかし、それも戦況の悪化により、急遽方向転換された作戦であり、まさか特攻隊に配属されるとは想像もしていなかった兵士も少なくない。これもまた、非常に不幸な病理である。死ぬ運命の特攻隊は、はたまた方針の点検により、持久戦という活路を見出した。しかし、持久戦を戦うという戦い方の延長は、住民の犠牲とセットになったのである。

⑥島のものは軍のもの、家畜を勝手に屠殺してはならない。命令を破れば銃殺である。しかし、考えてみよ。住民が何も食べずに生きられるはずはなく、それぞれに食を探して、生き延びざるをえないのである。ありえないルールを強行したこと自体、アノミー状態に陥っているのである。日本の軍事作戦自体が補給を欠き、しばしば食料を現地調達しなければならぬ作戦であり、しかも降伏してはならない。降伏する前に死ななければならないのである。

⑦ありえないルールを強行した以上、その秩序にリアリティをもたせるために、凶行に及んだのが処刑である。まさか、島の者みなを処刑するわけにはいかないので、一部の突出した、しかるべき者を犠牲にした。犠牲の明示化により、恐怖の軍事秩序を敷いたのである。しかして、その結果犠牲となったのは戦災弱者であり、いけにえのような死である。

#### （7）恐怖の政治、犠牲と差別のシステム

恐怖の戦時体制を維持するための一部の住民を対象とした犠牲死が、島全体の住民にみせしめるための強烈なメッセージとして実行された。それが処刑である。

処刑を目前とされた者は、イ）自分が入る穴を自分で掘らされ、ロ）その穴の前に座らされ、ハ）斬首された首および胴体が穴に放り込まれ、ニ）埋められ、ホ）ささやかな草がかぶされた。場合によっては、ヘ）処刑の前に軍歌を歌わされ、処刑する側の罪悪感を払

## 戦争の社会病理

拭させた。切り捨て御免の世界のように、斬られるほうに問題があったという合理化がなされ、死にたくないから戦い続ける兵士が生きる理由付けの一部に脚色されていった。

赤松隊長は陣中日誌において、自分が命じた処刑は、大城徳安のみという姿勢をつらぬいた。しかしながら、他の7名については、死のことも記さず、命によるという正当化もされなかった。それはどう考えても正当化できなかったということではないだろうか。

表4 処刑による犠牲死者の分類

	分類	氏名
1	高齢者	A 當間蒲、H 大城牛
2	現役軍人外	C 座間味盛和 (傷痍軍人)、G 与那嶺徳 (投降前は防衛隊)
3	秩序を乱す者	B 古波蔵太郎 (防衛隊)、F 大城徳安 (防衛隊)
4	少年	D 小嶺武次、E 金城幸太郎

表4に示したように、犠牲者は一定の傾向性をもっている。のみならず、この部隊やこの隊長の個人の判断を超えた軍国体制の影響下で起きたものとも考えることもできる。国民を戦争へとかきかてる軍国の統治システム、軍国の教育、戦争下におかれた戦地の状況の中で、とりわけ沖縄県民や朝鮮人民を巻き込んで引き起こされた犠牲のシステムである。

災害において、犠牲死の検証が不可欠であるのと同様に、戦災において犠牲死の検証が不可欠である。本論は、渡嘉敷村において引き起こされた、軍の手による処刑死について、その犠牲の一人ひとりに焦点を当てた。同様の犠牲が再び生じないため、また犠牲となった故人の思いを受け継いでいくために、事実の解明ならびに死者との対話を続けていく必要がある。

かつて私が教え乞うた政治学者・神島二郎は、自身の戦争体験を語りつつ「学問とは歴史の過ちを繰り返さないためにするもの」だと私ら学生に伝えていた。そのことに思いを胸に置きたい。

### <注>

(注1) 「渡嘉敷村住民への聴き取り調査」は、戦争体験のある渡嘉敷村住民および元住民（一部はその子孫）を対象に実施。2012年から2019年に至る間、81名の聴き取り調査を実施。調査は、1回だけの聴き取りに終わらないように回数を重ね、なるべく5回以上の面談を実施している。「伊江島村住民調査」は、米軍により渡嘉敷島へ強制避難させられた伊江村民に重点を当て、2018年以降7名への聴き取り調査を実施している。

(注2) 聴き取り調査対象者のうち本論と関係する証言がえられた人は、表5の13名である。

表5 聴き取り調査対象者

記号	性別	年齢階層	現住所もしくは当時の地区	聴き取り調査期間
A	男性	80代	阿波連	2017～2019年
B	女性	90代	渡嘉敷	2014～2019年

麦 倉 哲

記号	性別	年齢階層	現住所もしくは当時の地区	聴き取り調査期間
C	男性	80代	渡嘉敷	2018～2019年
D	女性	90代	阿波連	2017～2019年
E	男性	80代	阿波連	2017～2019年
F	男性	80代	渡嘉敷	2012～2014年
G	男性	80代	渡嘉敷	2017～2019年
H	女性	80代	渡嘉敷	2017～2019年
I	女性	80代	阿波連	2018～2019年
J	男性	90代	渡嘉敷	2017年
K	女性	80代	渡嘉敷	2017～2019年
L	男性	70代	渡嘉敷	2012～2018年
M	男性	70代	渡嘉敷	2017年

(注3) 渡嘉敷村の戦争の記録として『沖繩戦記（座間味村渡嘉敷村戦況報告書）』（以下『沖繩戦記』）があるが発行年は不詳である。『慶良間列島渡嘉敷島の戦斗概要』（以下『戦斗概要』）は渡嘉敷村遺族会により、1953年3月28日に刊行されたものである。両者の内容は類似しているが、後者の『戦斗概要』のほうが『沖繩戦記』を継承しつつ後に出されたものと思われるので、『戦斗概要』の記録に注目した。

(注4) 次に、日本軍関係の記録として『海上挺進第三戦隊陣中日誌』（以下『陣中日誌』）があり、これには辻版と谷本版とがある。戦死者や処刑者の記録は、1970年に刊行された谷本版の方が詳しく、これを参照した。

(注5) 渡嘉敷村資料として「沖繩戦々没者『白玉之塔』刻銘合祀者名簿」（以下「白玉之塔名簿」）がある。

(注6) 沖縄県資料として「平和の礎刻銘碑名簿関係資料」（以下「平和の礎名簿」）の記録を調査した。

(注7) 渡嘉敷村教育委員会が赤松塚を文化財として指定し、案内の看板を設置するところに「赤松隊本部塚（村指定遺跡）関係資料『渡嘉敷島の戦争の様相』（文化財看板）の看板を設置した。

(注8) 「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（援護法）は、軍人軍属及び準軍属の公務上の傷病及び死亡等に関し、国家補償の精神に基づいて援護を行う目的で1952（昭和27）年に制定され、沖縄への援護法適用は1953（昭和28）年4月（石原昌家『援護法で知る沖繩戦認識』凱風社、2016年）からであった。石原によれば、軍人・軍属のための援護法を、非戦闘員の住民に適用させる指標をなつたものが戦闘参加者概況表で、これには20のケースが列挙されている。この中に、⑬集団自決と⑯スパイ嫌疑による斬殺、が含まれている。

〔⑯スパイ嫌疑による斬殺には、日本軍によって行われたものと米軍によるものが含まれている。日本軍によるものでは、（イ）投降勧告の行為をなし、又は米軍の指示によって、投降勧告文書を持参して日本軍陣地に来た住民を斬殺したもの、（ロ）米軍に拉致された住民が一旦釈放（帰宅）を許され部落に帰ってきた者を日本軍が其の人命を調べ斬殺したもの、（ハ）友軍陣地をうろついたためにスパイ嫌疑を受けて斬殺されたもの、（ニ）かつて米軍に居住した事のある者で英語が話せるためにスパイの嫌疑をうけて斬殺されたもの〕が含まれている。

## 戦争の社会病理

### <引用文献>

渡嘉敷村『沖縄戦記(座間味村渡嘉敷村戦況報告書)』(発行年不詳)。

渡嘉敷村遺族会編『慶良間列島渡嘉敷島の戦闘概要』(1953年)。

石原昌家『援護法で知る沖縄戦認識』(凱風社、2016年)。

海上挺進第三戦隊『陣中日誌』(1945年辻版、1970年谷本版)。